

求人取扱範囲(あっ旋対象)

(1) あっ旋対象事業所及び職種について

東京都内の事業所で次の①から⑥にあげる事業所の全職種及び⑦の職種とします。

- ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
(ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業を含む)
- ② 介護保険法に規定する介護保険事業所
- ③ 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- ④ その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- ⑤ 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- ⑥ 行政の相談所等(本庁部局及び出先機関を含む)
- ⑦ 社会福祉の国家資格等を必要とする職種(上記①～⑥以外の事業所を含む)

(2) あっ旋対象外の求人について

- ① 配属される事業所の所在地が東京都外にある求人
 - * 法人本部が東京都外にあっても、事業所の所在地が東京都内にあれば可
- ② 労働関係法規に適合していない求人
- ③ 「名簿掲載」「完全歩合制」「会員加入や事業経営への参画が採用の前提」「謝礼扱い」等の求人
 - * 「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっ旋することをいう(職業安定法第4条)。
- ④ 「労働者派遣事業」「請負契約による事業」「業務委託による職員派遣」の求人(ただし、就業先が固定していて、求人票に労働条件が明示(労基法第15条)できれば取扱う。)
- ⑤ 労働条件を明示できない求人

* 登録型ヘルパーの取り扱い

雇用関係があり、労働条件が明示できる場合に「非常勤・パート」の求人として取扱うこととします。明示すべき条件とは、①業務内容、②試用期間、③労働契約の期間、④就業の場所、⑤始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無⑥休憩時間及び休日、⑦時間外労働(裁量労働制を採用している場合は、次のような記載が必要「企画業務型裁量労働制により〇〇時間働いたものとみなされます。)」⑧賃金(「固定残業代」を適用する場合は、一か月の固定残業代・時間数の記載が必要)⑨社会保険の適用、⑩募集者の氏名または名称、⑪雇用形態です。

(3) 事業開始前の求人の取扱いについて

事業開始前の求人については、以下の要件を満たしていれば取扱いが可能です。(一年以上先の申請は不可)

- ① 法人登記が済んでいること
 - * 個人の場合は事業許可を受ける等、事業を行える状態となっていること
- ② 就業開始予定日、雇用開始予定日が決まっていること
- ③ 当センターのあっ旋対象事業および職種であること
- ④ 求人条件が法令に合致していること